

平成19年 5月11日
経 済 産 業 省
特 許 庁

「平成18年度知的財産活動調査報告書」について

経済産業省特許庁では、我が国の知的財産活動の実態を定量的に把握すべく国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等を対象として毎年調査を実施しております。今般、平成18年度調査結果を標記報告書にとりまとめましたので公表致します。平成18年度知的財産活動調査報告書の結果のポイントは以下のとおりです。

- ・平成17年度における我が国全体の企業等における知的財産担当者は、前年度から約6,200人増加（前年度比13.7%増）して、約51,700人。
- ・平成17年度における我が国全体の企業等における知的財産活動費は、前年度から約200億円増加（前年度比2.1%増）して、約9,200億円となっており、企業等において知的財産が重視されている傾向がうかがえる。
- ・一方で、平成17年度の特許権の利用率は48.4%で、取得した権利の約半分が依然として利用されておらず、即ち効果的若しくは効率的な知的財産の取得がされていないことが推察される。
- ・今後は、知的財産活動費の効率的な活用という観点からも企業等における出願戦略、権利の活用戦略等を含む知的財産戦略の策定、これに基づいた知的財産活動が必要であると考えられる。

1. 知的財産活動調査について

本調査は、我が国企業等の知的財産活動の実態を定量的に把握することを目的とし、平成14年度に開始された我が国唯一の知的財産に関する統計調査です。（統計報告調整法（昭和二十七年法律第一四八号）に基づく承認統計第26545号を作成するための調査）

調査方法は、国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の調査対象に対し調査票を郵送し、前年度の知的財産活動について回答して頂いております。

本年度の調査は、平成16年に特許・実用新案・意匠・商標出願のいずれかを5件以上出願した国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等、7,860件を対象に平成17年度（2005年度）の知的財産活動について調査を実施しました。

（調査票の回収は4,062件、その回収率は51.7%であり、そのうち4,029件（うち中小企業2,019件）を集計対象としております。）

2. 平成18年度知的財産活動調査報告書の概要

（1）知的財産人材の増加

我が国全体の企業等における知的財産担当者数は全体的に増加傾向にあり、平

成16年度に比べ約6,200人増加(前年度比13.7%増)して、平成17年度は約51,700人となっています。

また、教育機関(大学等)・TL0の知的財産担当者も増加傾向にあり、平成16年度に比べ約230人増加(前年度比17.7%)して、平成17年度は約1,500人となっています。知的財産戦略本部が推進している「知的財産人材育成総合戦略」とも関連し、今後も引き続き増加していくことが予想されます。

(2) 知的財産活動費の増加

我が国全体の企業等における知的財産活動費は平成16年度に比べ約200億円増加(前年度比2.1%増)して、平成17年度は約9,200億円となっています。内訳別にみると、出願系費用が約153億円増加(同2.9%増)、補償費が約9億円増加(同6.4%増)、人件費が約21億円増加(同0.8%増)しております。

また、教育機関(大学等)・TL0の知的財産活動費をみると、平成16年度に比べ約12億円増加(前年度比13.2%増)して、平成17年度は約100億円となっています。内訳別にみると、出願系費用が約8億円増加(同35.6%増)、人件費が約2億円増加(同3.9%増)しており、中でも、補償費は、約2億円増加(同133.1%増)しており、前年度に比べ大きく増えております。

今後も、企業や教育機関(大学等)・TL0等の出願戦略がこれまで以上に重要視されることから、研究開発や出願のための費用、これに携わる人材の人件費の増加が見込まれます。

(3) 特許権の活用状況

国内における平成17年度の特許権の利用率は48.4%であり、依然として所有する権利の約半数が利用されていないことがわかります。効果的な知的財産権の取得、意図しない技術流出の防止等の観点から、企業等における知的財産戦略の更なる検討が求められます。

3. 調査結果へのアクセスについて

今回の調査結果については、特許庁ホームページ 1 に調査結果の要約版を掲載するとともに、国立国会図書館、経済産業局特許室、特許庁職員閲覧室にて冊子の閲覧が可能となっています。

1 http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toukei/tizai_katsudou_list.htm

(本発表資料のお問い合わせ先) 特許庁総務部技術調査課 技術動向班 担当者：杉江、坂元 電話：03-3581-1101(内線2155) 03-3592-2910(直通)

我が国における知的財産活動について

平成 18 年度知的財産活動調査報告書から

1. 調査について

平成 14 年 2 月に小泉前首相が施政方針演説の中で、知的財産の戦略的な保護・活用を国家の目標とするとの表明を行った以降、国を挙げて知的財産立国に向けた政府の取組が行われてきました。

平成14年7月の「知的財産戦略大綱」の決定、同年11月の「知的財産基本法」の成立、平成15年3月の「知的財産戦略本部」の設置、そして、同年7月には「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定され、知的財産立国の実現に向けた取組の必要性が示されました。

特許庁では、このような知的財産立国に向けた取組に際し、最も重要な役割を担う我が国企業等の知的財産活動の実態を定量的に把握するために、平成14年度から「知的財産活動調査」を実施しています。

本調査は、我が国唯一の知的財産に関する統計調査(統計報告調整法(昭和二十七年法律第一四八号)に基づく承認統計第26545号を作成するための調査)であり、その調査方法は、国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の調査対象に対し調査票を郵送し、前年度の知的財産活動をベースとして回答して頂いています。

平成18年度の調査におきましては、平成16年に特許・実用新案・意匠・商標出願のいずれかを5件以上出願した国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等、7,860件を対象に平成17年度の知的財産活動について調査を実施し、その統計を得ております。

(調査票の回収は4,062件、その回収率は51.7%であり、そのうち4,029件(うち中小企業2,019件)を集計対象としております。なお、結果の概要の数値につきましては、回収した結果を基に我が国全体の推計を行った数値であることに留意する必要があります。)

ここに、知的財産立国に向けた我が国企業等における知的財産活動の状況について、平成 18 年度知的財産活動調査の結果を紹介します。

調査の結果の概要

1. 知的財産担当者数から見た我が国企業等の体制整備

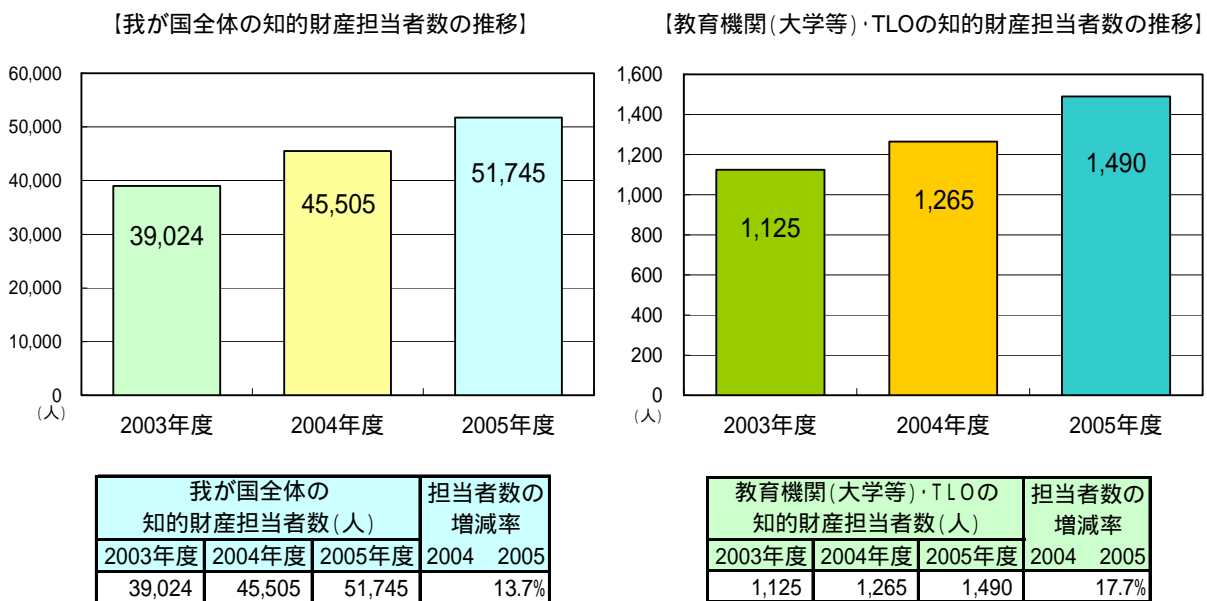
「知的財産推進計画2006」には、知的財産立国に当たり最も重要なことの一つとして、知的財産を創造し、保護し、活用する人材を育成することが示されています。（「知的財産推進計画2006」第5章）

平成18年度知的財産活動調査の結果によれば、我が国企業等の知的財産担当者¹数は、平成16年度（2004年度）の約45,500人から約6,200人増加（前年度比13.7%増）し、平成17年度（2005年度）には、約51,700人となっています。

また、教育機関（大学等）・TLO²の知的財産担当者も全体的に増加傾向にあり、平成16年度の約1,270人から約230人増加（前年度比17.7%）し、平成17年度には、約1,500人となっています。

企業や大学等における知的財産の権利化や管理等のための体制構築が着実に進んでいるものと思われます。

図表1 知的財産担当者数の推移



今後も、知的財産戦略本部が推進する「知的財産人材育成総合戦略」にも示された、「知財専門人材を今後10年間で倍増させる」という計画とも関連し、企業等における知的財産担当者は、引き続き増加していくことが予想されます。

1 企業等における、産業財産権の発掘から権利取得、維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

2 「教育機関(大学等)・TLO」には、大学、TLOだけでなく、専門学校、社会教育機関、学習塾等も含む。

2. 知的財産活動費からみた我が国企業等の知的財産活動の状況

企業等における知的財産担当者の増加とともに、知的財産活動費³も増加しています。

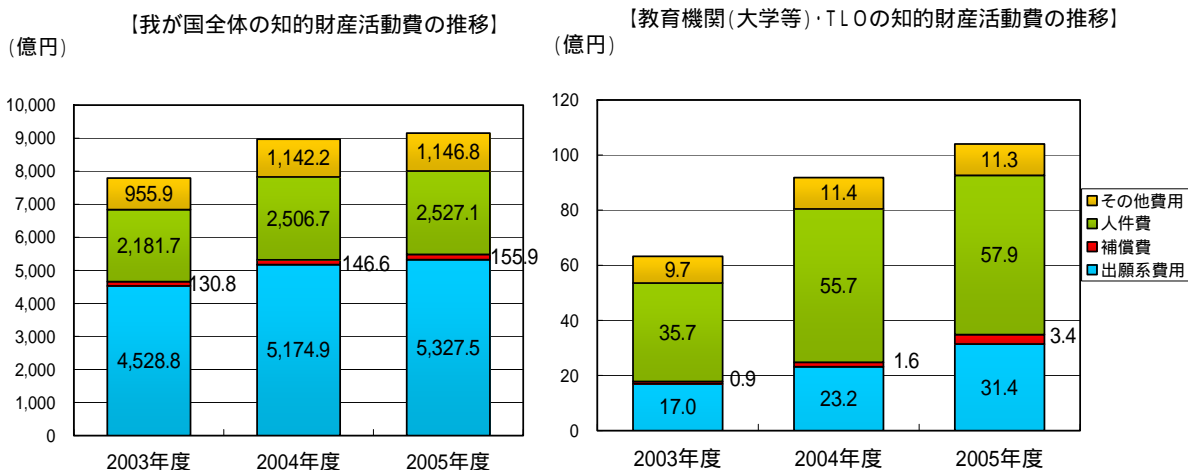
本調査によれば、平成 17 年度(2005 年度)の我が国企業等の知的財産活動費は約 9,200 億円となっており、平成 16 年度(2004 年度)から約 200 億円増加(前年度比 2.1%増)していることがわかります。⁴

その内訳を見ると出願系費用が約 153 億円増加(同 2.9%増)、補償費が約 9 億円増加(同 6.4%増)、人件費が約 21 億円増加(同 0.8%増)しています。

一方、教育機関(大学等)・TLOの知的財産活動費を見ると平成 17 年度(2005 年度)の知的財産活動費は約 100 億円となっており、平成 16 年度から約 12 億円増加(前年度比 13.2%増)しています。その内訳としては、出願系費用が約 8 億円増加(同 35.6%増)、人件費が約 2 億円増加(同 3.9%増)しており、中でも、補償費は、約 2 億円増加(同 133.1%増)しており、前年度に比べ大きく増えています。

今後も、企業や教育機関(大学等)・TLO等の出願戦略等がこれまで以上に重要視されることから、研究開発や出願のための先行技術調査に係る費用、これに携わる人材、その人件費の増加などが見込まれます。

図表2 知的財産活動費の推移



	我が国全体の知的財産活動費(百万円)			活動費の増減率	
	2003年度	2004年度	2005年度	2004	2005
知的財産活動費	779,715	897,034	915,735		2.1%
出願系費用	452,877	517,492	532,751		2.9%
補償費	13,080	14,656	15,594		6.4%
人件費	218,172	250,670	252,709		0.8%
その他費用	95,586	114,217	114,681		0.4%

	教育機関(大学等)・TLOの知的財産活動費(百万円)			活動費の増減率	
	2003年度	2004年度	2005年度	2004	2005
知的財産活動費	6,326	9,185	10,397		13.2%
出願系費用	1,695	2,316	3,140		35.6%
補償費	92	158	337		113.3%
人件費	3,567	5,568	5,787		3.9%
その他費用	972	1,143	1,133		-0.9%

出願系費用	：産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他社からの譲受は除く)を指す。
補償費	：会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。
人件費	：社内で知的財産業務を担当する者の直近の会計年度総額を指す。
その他費用	：上記の3つに含まれない費用(知財にかかる係争事務、契約管理、企画、調査、教育に要した費用等)

3 係争の和解金、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。また、ここでいう補償費とは会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。

4 我が国全体の知的財産活動費の推計結果は、平成 17 年度調査報告書に記載された数値と異なっている。これは、平成 17 年度調査における回答と平成 18 年度調査における回答との比較チェックに基づき平成 17 年度調査の回答を一部修正等の処理を行った上で、平成 17 年度調査結果の再推計をしたためである。

3. 特許の所有件数及び利用率からみた我が国企業等の産業財産権の活用状況

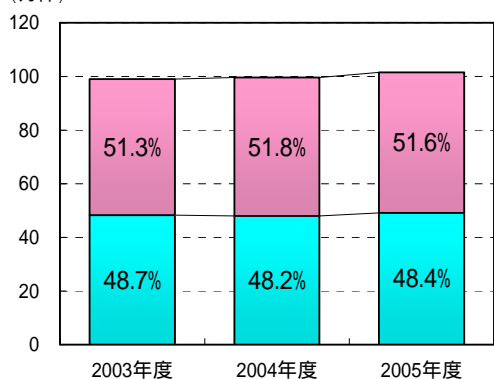
我が国の産業は、これまでの“もの”の輸出から“技術”の輸出へとシフトしてきており、日本で作ってほかの国に輸出するという形態から、技術を輸出するといった形態に変わってきています。

このような状況の下、知的財産担当者及び知的財産活動費が増加傾向にある企業等においては、取得した権利をどのように活用していくか、さらに、活用までを見据えどのような技術を出願し、権利化していくかといった出願戦略にも注目していく必要があると考えます。

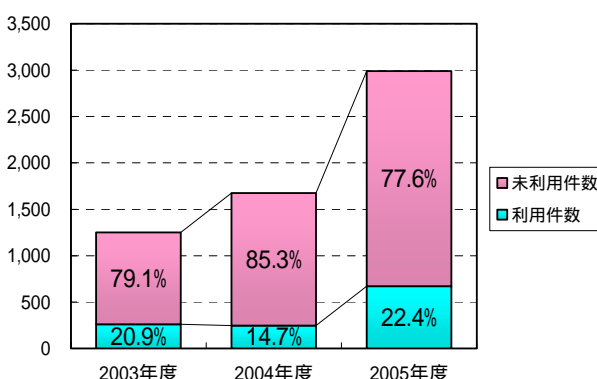
本調査では、取得した特許の利用状況についても調査しており、これによれば、平成15年度(2003年度)から平成17年度(2005年度)における特許の利用状況は、利用件数と未利用件数の割合がほぼ同程度(約48%)で推移していることがわかります⁵。

図表3 国内における特許権所有件数及び利用率の推移

【国内全体の推移】



【教育機関(大学等)・TLOの国内の推移】



	国内権利		
	2003年度	2004年度	2005年度
国内特許所有件数	990,272	996,417	1,015,183
うち利用件数	482,746	480,421	491,490
うち未利用件数	507,526	515,996	523,693

	国内権利		
	2003年度	2004年度	2005年度
国内特許所有件数	1,251	1,676	2,991
うち利用件数	262	247	671
うち未利用件数	989	1,429	2,320

本調査における利用の定義については、権利所有件数のうち「自社で実施している件数」と「他社に実施許諾している件数」のいわゆる積極的な利用のみとしているため、消極的利用である防衛出願やこれから利用予定のある権利等は、ここでは未利用の件数に含まれていることに注意を要します。

平成7年度(1995年度)には、大企業が保有する特許の約33%が利用、約67%が未利用⁶であったことに鑑みれば、単純には比較できないものの、特許の利用率はこの11年で着実に伸びてきているものと考えられます。単に権利を取得することを目的とした出願という形態から、権利化後の活用までを想定した出願、権利取得という形態に移行してきていると言えます。

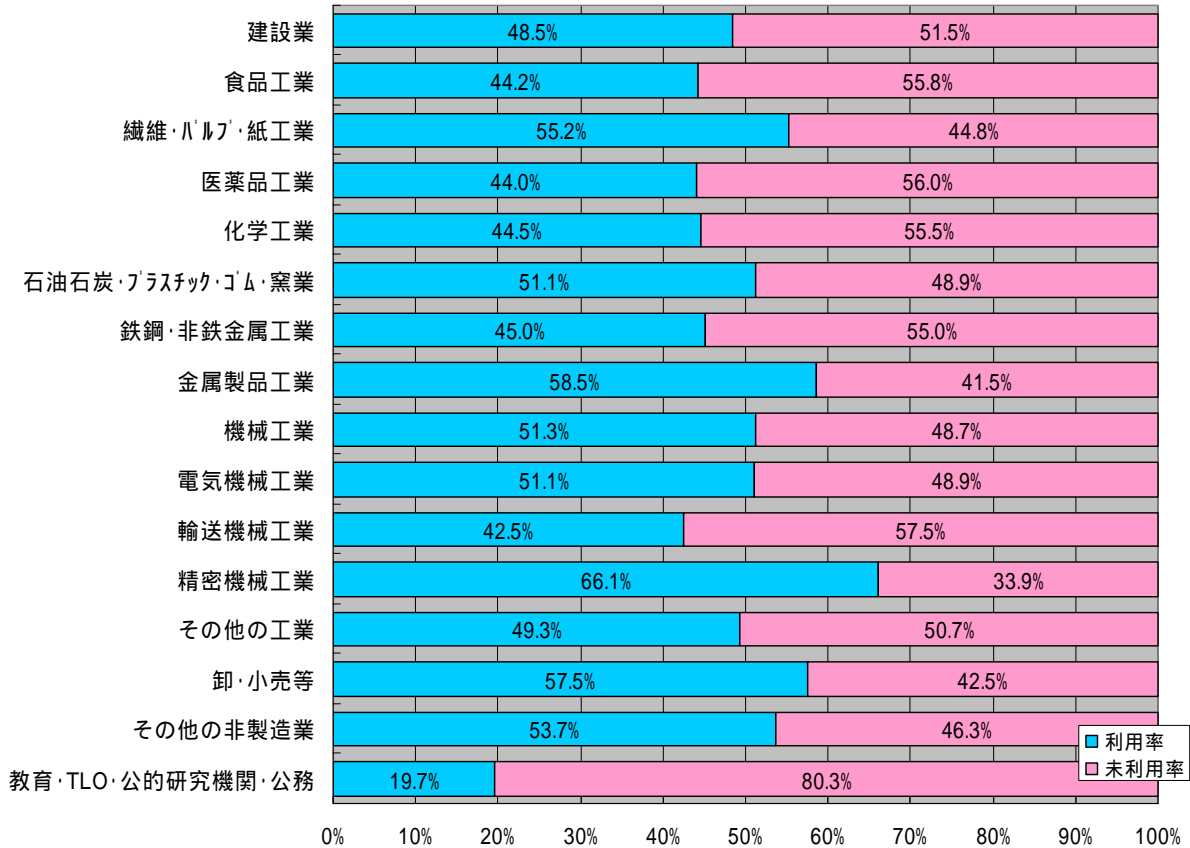
一方、教育機関(大学等)・TLOの国内の推移の利用率を見ると、自らが主として特許を実施するという性格のものではない教育機関(大学等)・TLOにおいても、2005年度は22.4%と、2004年度の14.7%から利用率を大きく改善しており、教育機関(大学等)・TLOにおける国内特許権の利用が進んでいる様子が見えてきます。

⁵ 利用率については、国内特許所有件数(確定値)に、回収された調査票に記載された権利所有件数に対する利用件数の全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乘じて得た。未利用件数については、「所有件数」と利用件数の差より算出した。

⁶ 「未利用特許情報実態調査報告書」平成8年3月 特許庁調査

また、特許権の利用率については業種によって相違があります。自らが主として特許を実施するという性格のものではない教育・TLO・公的研究機関・公務を除いた、国内全体の利用率 48.4%を下回る業種としては、「輸送機械工業」(42.5%)、「医薬品工業」(44%)、「食品工業」(44.2%)、「化学工業」(44.5%)、「鉄鋼・非鉄金属工業」(45%)が挙げられ、その利用率が相対的に低いレベルにとどまっていることがわかります。

図表4 国内における業種別の利用率



そして、前述のように企業等における知的財産活動費が増加している中、我が国全体で見ても約半分の特許権が利用されていないということは、権利取得のために投入した費用が十分生かされていない可能性があることにも注意しなければなりません。

知的財産活動費の効率的な投資という観点からも、企業等における出願戦略、権利の活用戦略等を含む知的財産戦略の策定、これに基づいた知的財産活動が必要であると考えます。

4.まとめ

平成 18 年度知的財産活動調査報告書の中から、主なものを取り上げ分析した結果を紹介しました。

我が国企業等における知的財産重視の傾向が、知的財産担当者数、知的財産活動費用の増加からうかがうことができます。特に大学等において知的財産業務に関連する人材を組織内に配置するような動向が見られ、今後、より一層の知的財産の権利化や管理等のための体制構築が図られていくものと考えられます。このような需要に応えるべく、知的財産専門人材の育成、増加が求められます。

また、企業等における知的財産権のために費やす費用からは、企業等が知的財産権の取得に熱心になってきていることがうかがえる反面、実際の特許の利用状況を見てみると、平成 16 年度、平成 17 年度とほぼ横ばいであり、また、依然として所有する権利の約半数が利用されていないことがわかります。効果的な知的財産権の取得、技術流出防止等の観点から、企業等における知的財産戦略の更なる検討が求められます。